小作争議調査表

No. 28

（月報番号四六号）

（昭和八年六月分）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字[illegible]字栗ノ内
関係人員	地主 岡東政太郎 小作人 寺本浄円
地主関係団体	ナシ
原因	小作人は昭和七年度凶作を理由に小作料七割減を要求し納付せざるを以て土地返還要求を為したるも之に応ぜず五月十六日福岡地方裁判所に調停方申請
発生	昭和八年五月一六日
終熄	昭和〃年六月一〇日
関係地種類面積	田 二反九畝二十三歩
小作人関係団体	日農九州同盟会[illegible]支部（地主は）
要求事項	土地返還要求
経過	六月十日前原区裁判所に於て小町判事、山虎小作官、調停委員立会の下に委員会を開催し調停に努めたる結果下記條件にて解決
結果	一、申立人は相手方に対し従来通り小作料永久一割二分減（一ケ年の小作料三石三斗六合）にて係争地を小作せしむ。但し昭和七年度小作料は右小作料より更に二割を減額し（二石六斗四升五合）その手取額一石三斗二升三合は本年度六月二十日迄に相手方より申立人に納入し残額は本年十二月末日迄に完納すべし 二、本件土地に対する毎年度の小作料

財団法人協調会福岡出張所

備考